

第 134 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 0 月 1 1 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 134 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 10 月 11 日 (火) 午後 2 時 03 分
2. 閉会年月日 平成 28 年 10 月 11 日 (火) 午後 2 時 23 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (15 人)

会長	1 番	赤石敏文			
会長職務代理	10 番	中村文男			
委員	2 番	石橋 薫	3 番	堀内重男	
	4 番	砂庭周平	5 番	工藤信仁	
	6 番	佐々木 一雄	8 番	松村 範明	
	11 番	河守田 雄一	12 番	野田 清八	
	13 番	山田 憲幸	14 番	川守田 雄一	
	15 番	梅内 勝治	16 番	奥瀬 修一	

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒坂	正子
班長	佐藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第 6 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 134 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 134 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>16 番 奥 瀬 修 一 委員 3 番 堀 内 重 男 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 22 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
佐藤班長	

	<p>川守田 調査員</p> <p>14 番 川守田から説明いたします。</p> <p>去る 10 月 3 日、梅内 調査員と中央公民館において、議案第 22 号及び議案第 23 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番と 2 番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 22 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 4 議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件でございます。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 調査員。</p> <p>14 番 川守田から説明いたします。</p> <p>議案第 23 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 23 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおり</p>

りです。

番号1番の申請理由は、譲受人が不動産賃貸業の業務を拡張するため、貸し駐車場を増設するものです。

次に、番号2番と3番については、いずれも譲受人が自己住宅を建築するため譲渡人から申請地を譲り受けるものです。

次に、番号4番の申請理由については、申請人の家族が増えたことにより、家財道具を入れる物置の建築及び駐車場の確保を目的に申請地を選択するに至ったものです。

調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

佐藤班長

佐藤班長

議案第23号について、補足いたします。

番号1番の申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約10キロメートルの距離にあり、南部分庁舎から約80メートルに位置します。申請地の北側は田、東西及び南側は宅地となっています。申請人は、不動産業の業務拡張のため、貸し駐車場を増設し、隣接している会社従業員の利用が見込めることから申請地を選択するに至ったものです。

農地区分については、第3種農地と判断されるため転用目的は問題ないと考えます。

次に、番号2番の申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約10キロメートルの距離にあり、南部分庁舎から約100メートルに位置します。申請地の北側及び東側は宅地、西側及び南側は田となっています。現在、申請人は借家住まいのため、勤務地に近く通勤に便利な、申請地に自己住宅を建設するに至ったものです。

農地区分については、第3種農地と判断されるため転用目的は問題ないと考えます。

次に、番号3番の申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約10キロメートルの距離にあり、南部分庁舎から約100メートルに位置します。申請地の北側は宅地、東西及び南側は田となっています。現在、申請人は家族4人で借家に住んでおり、子供の成長や将来的に親の面倒を見る必要があることや、借家住まいを解消するため、自己住宅を建設するものです。

農地区分については、第3種農地と判断されるため転用目的は問題ないと考えます。

次に、番号4番の申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約7キロメートルの距離にあり、北側及び南側は畑、東は田、西側は宅地となっています。申請人は、現在6人家族で現在の住居は手狭になったため、家財道具を入れる物置の建築と駐車場の確保が必要になり、隣接地である申請地を選択するに至ったものです。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地と認められることから、第1種農地と判断されます。第1種農地の転用は原則として許可することができないのですが、申請地の位置が集落に接続することから例外的に許可できるものであります。事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 23 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 24 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 5 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,111 円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6 議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 134 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p>(午後 2 時 23 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 10 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員